

自転車指導啓発重点地区・路線（市原警察署）

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 通行区分を守らない
右側通行
- イヤホンで音楽などを聴きながら走る



★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車事故発生状況（R2～R6）

区分	市原警察署管内	
	重点路線	
発生件数	643	3

(件)

【重点路線】 市原埠頭～八幡地区

➤ 選定理由

自転車利用者が多数通行し、交通事故の危険性が高いため。

重点路線

地図調整 c 株式会社パスコ
c ジオテクノロジーズ株式会社

自転車指導啓発重点地区・路線（市原警察署）

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 自転車は、車道通行が原則！

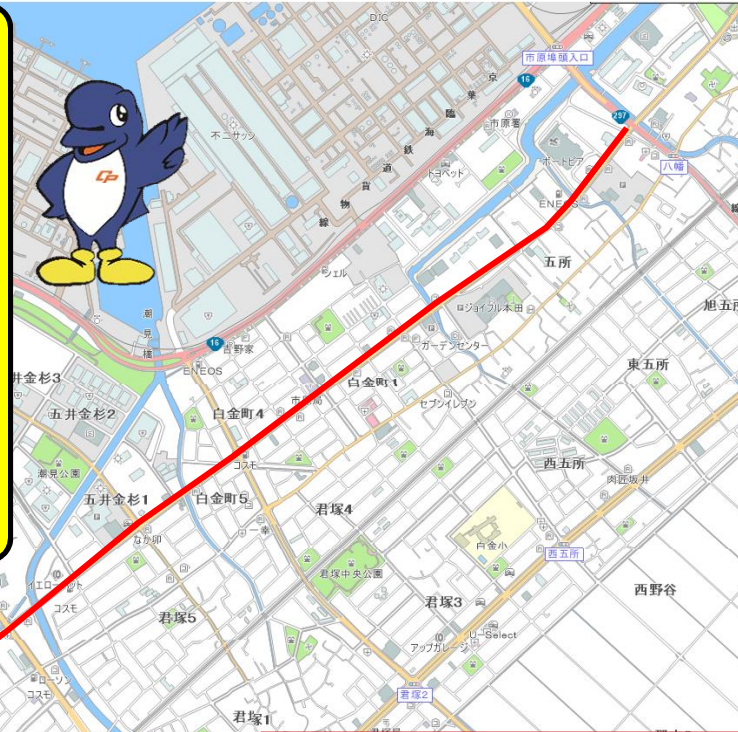
自転車は原則として車道通行です。ただし例外もあるので、歩道や路側帯を通行する時は、歩行者等の通行を妨げないようにしましょう。

2 歩道は、歩行者優先！

自転車が走行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止しましょう。

3 「止まれ」では確実に一時停止を！

一時停止の標識や停止線のある場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- イヤホンなどを聞きながら走る
- 携帯電話を使用しながら走る
- 信号無視



【重点路線】 白金通り

➤ 選定理由

商業施設等が多数所在する路線で、車両通行量が多く、交通事故の危険性が高いため。

自転車事故発生状況（R2～R6）

区分	市原警察署管内	
	重点路線	その他
発生件数	643	43

重点路線



地図調整

c 株式会社パスコ

c ジオテクノロジーズ株式会社